三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字逆竹一一の一・一一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。
昭和四十五年八月五日農林省告示第千百七十四号
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県雲南市掛合町入間一〇五二の一六・一〇七八の四から一〇七八の六まで・一〇八一の四から一〇八一の六まで（以上七筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海陽町久尾字久尾一四八の一・一四九の一・字坂本二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の三、字権田一一の一、字石一一、一二の一、一四、船津字北路一〇二の一二、一〇二の一三、一〇二の二八、一〇二の二九
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Brassica rapa L.	食べて菜	香川県　香川県高松市番町４丁目１番10号	第24813号 平成23年９月27日
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.	PACTOMMY	Elsner pac Jungpflanzen GbR Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany	第24460号 平成23年９月26日

○国土交通省告示第千百十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州横断自動車道長崎大分	武雄市東川登町大字永野字摺小木三九六一番二	平成二十三年十一月十一日〇時

○国土交通省告示第千百十一号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の六第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十五年八月一日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月十日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―510号	油吸着材	出光アイセーブ　シバタ繊維有限会社	愛知県岡崎市大代町字梨木4065　2番地2

○国土交通省告示第千百十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年十月二十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5043号	電子海図情報表示装置	ＦＥＡ―2107	古野電気株式会社	型式を構成する表示器にオプションのモニターを追加
第5044号	〃	ＦＥＡ―2807	〃	〃